AXZIA

第11回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2022年10月24日(月曜日)

午後2時(受付開始:午後1時30分)

開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 京王プラザホテル 南館4階「錦|



株式会社アクシージア

証券コード:4936

【お知らせ】新型コロナウイルス感染拡大が懸念されています。感染拡大防止のため、事前に書面(郵送)又はインターネットにより議決権をご行使いただき、当日のご来場を 見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 また、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々、 ご家族・関係者の皆さまに謹んでお悔やみ申し上げますとと もに、感染拡大の防止にご尽力されている医療関係者をはじ めとした皆さまに深く感謝申し上げます。

当社は「女性の染色体XXを美の象徴と位置づけ、アジア (ASIA⇒AZIA) の美を日本から世界へ発信する総合ビューティーソリューションカンパニーを目指す」という理念のもと、2011年に創業いたしました。

当社はエステサロンや小売市場向けスキンケアブランドを開発し、化粧人口の拡大と消費の高度化が期待される中国を中

心に、多様な販売チャネルを通じて事業を展開しております。 今後も企業理念の実現のため、当社の強みを活かした事業を グローバルに展開するとともに、美を創造し、お客様の想い や実情に合わせた提案を可能にする、総合的なビューティー ソリューションカンパニーを目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具 2022年10月 株主各位

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル35階 株式会社アクシージア 代表取締役社長段

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。感染拡大防止のため、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)において議案に対する賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2022年10月21日(金曜日)午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2022年10月24日 (月曜日) 午後2時 (受付開始:午後1時30分)
- 2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 京王プラザホテル 南館4階 「錦」 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第11期(2021年8月1日から2022年7月31日まで)事業報告、連結計算書 類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第11期 (2021年8月1日から2022年7月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 事後交付型業績連動型株式報酬制度導入の件

以上

◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の 事項をインターネット上の当社ウェブサイト(https://axxzia.co.jp)に掲載させていただきま す。

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様 1 名を代理人として議決権 行使することができます。但し、本株主総会に係る委任状並びに株主様ご本人及び代理人株主様各々 の議決権行使書用紙のご提出が必要となりますのでご了承ください。

[インターネットによる開示についてのご案内]

法令及び定款第15条の規定に基づき、以下に記載する書類につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト(https://axxzia.co.jp/ir/stock/meeting.html)に掲載しておりますので、本招集ご通知に以下の事項は掲載しておりません。

・事 業 報 告:新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

· 連結計算書類: 連結株主資本等変動計算書

連結注記表

·計 算 書 類:株主資本等変動計算書

個別注記表

なお、会計監査人及び監査役会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の 提供書面と上記ウェブサイトに記載の事業報告の「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保する ための体制及び当該体制の運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資 本等変動計算書」及び「個別注記表」を含みます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げ ます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご 提出ください。

日時

2022年**10**月**24**日(**月**曜日) **午後 2 時**(受付開始:午後 **1**時30分)



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年10月21日 (金曜日) 午後7時到着分まで



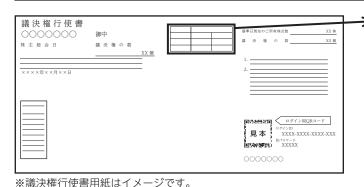
インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2022年10月21日 (金曜日) 午後7時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第3号議案

- 賛成の場合
- ≫ 「賛」_{の欄にO印}
- 反対する場合
- ≫ 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員替成の場合
- ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合
- ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に 反対する場合
- 「賛」 の欄に〇印をし、 反対する候補者の番号を ご記入ください。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

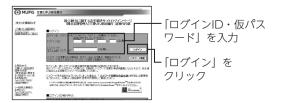
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を 行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力 する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録する。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

また、資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、自己株式の取得、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第46条として新設するとともに同条の一部と内容が重複する現行定款第7条の削除を行い、変更案第47条として期末・中間の基準日と併せて別途基準日を定めて剰余金の配当ができる旨を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

				(下級は変更部方を力	(0(3)749.)
現	行	定	款	変	更	案
(自己株式の取得)				<削 除>	
第7条 当会社は 等により 第8条~第14条	自己株式を	取得するこ	<u>たって市場取引</u> とができる。	第7条~第13条	<現行どおり>	

現 行 定 案 款 変 更 <削 除> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提 供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総 会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算 書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報 を、法務省令に定めるところに従いインターネ ットを利用する方法で開示することにより、株 主に対して提供したものとみなすことができ る。 <新 設> (電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類等の内容である情報について、電子 提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法 務省令で定めるものの全部又は一部について、 議決権の基準日までに書面交付請求した株主に 対して交付する書面に記載しないことができ る。 第16条~第45条 〈条文省略〉 第15条~第44条 <現行どおり> <削除> (期末配当金) 第46条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年7 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された 株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰 余金の配当(以下「期末配当金」という。)を 行う。 <新 設> (剰余金の配当等の決定機関) 第45条 当会社は、剰余金の配当等、会社法第459 条第1項各号に定める事項については、法令に 別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議 によって定めることができる。

現	行	定	款	変	更	案
(中間配当金)					<削 除>	
第47条 当会社は、	取締役	会の決議に	より、毎年1			
月末日現在0	り最終の村	朱主名簿に	記載又は記録さ			
<u>れた株主又は</u>	は登録株式	式質権者に	対し、会社法第			
454条第5項	の規定に	よる中間	33 以下「中			
間配当金」と	こいう。)	を行うこ	とができる。			
	<新	設>		_(剰余金の配当	の基準日)_	
				第46条 当会社	の期末配当の基準目	3は、毎年7月31
				日とする	<u> </u>	
				2 当会社	の中間配当の基準日]は、毎年1月31
				日とする	<u> </u>	
				3 前2項	のほか、基準日を定	三めて剰余金の配当
				<u>をするこ</u>	とができる。	
第48条~第49条	<条文省	略>		第47条~第48多		
	<新	設>		(附則)		
				(株主総会資料	の電子提供に関する	経過措置)_
				第49条 2022	年9月1日から6か	月以内の日を株主
				総会の日	とする株主総会にて	<u>いては、定款第</u>
				15条(核	主総会参考書類等(<u> のインターネット</u>
				開示とみ	なし提供)は、なお	3効力を有する <u>。</u>
				2 本条の	規定は、2022年9	月1日から6か月
				を経過し	た日又は前項の株主	<u> </u>
				月を経過	した日のいずれか遅	星い日後にこれを削
				<u>除する。</u>		

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は下記のとおりとなります。このうち、荒川雄二郎氏、朱峰玲子氏は社外取締役候補者であります。

候補者番号	ぶりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	競 ^{を≤} 段 卓 (1966年6月18日)	1998年 4月 株式会社エイジス入社 2002年 2月 株式会社モアソンジャパン入社 2003年 4月 株式会社フェリーク設立 代表取締役就任 2010年 8月 株式会社インゲーム設立 代表取締役就任 2011年 9月 オンラインゲームジャパン株式会社 設立取締役就任 2011年12月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任) 2014年 6月 株式会社イーグルファイナンス設立取締役就任 (現任) 2017年12月 創維科技實業有限公司設立取締役就任 (現任) 2018年 4月 株式会社ビューティック設立代表取締役就任 2018年 4月 株式会社ビューティック設立代表取締役就任 2018年 5月 AXXZIA (HongKong) International Limited董事長就任 (現任) 2019年 3月 創維国際株式会社設立 代表取締役就任 (現任) 2020年 2月 Xiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc.董事就任 (現任) 2022年 4月 株式会社ユイット・ラボラトリーズ代表取締役社長 (現在の地位・担当)代表取締役社長 (現在の地位・担当)代表取締役社長 (重要な兼職の状況) Xiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc.董事 AXXZIA (HongKong) International Limited董事長株式会社ユイット・ラボラトリーズ 代表取締役社長	3,035,000株

候補者番 号	。 り が を 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	まう しょう が 王 暁維 (通称名 天野 暁維) (1983年10月17日)	2005年 4月 Vmark International株式会社入社 2006年 2月 天創工業株式会社入社 2009年 8月 株式会社フェリーク入社取締役就任 2010年 8月 株式会社インゲーム設立 取締役就任 2010年 8月 株式会社エイプラ 取締役就任 2011年 9月 オンラインゲームジャパン株式会社 代表取締役就任 2011年12月 当社取締役就任 2014年 6月 株式会社イーグルファイナンス設立 代表取締役就任 (現任) 2017年12月 創維科技實業有限公司設立 代表取締役就任 (現任) 2018年 4月 Xiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc. 董事就任 (現任) 2018年 5月 AXXZIA (HongKong) International Limited 董事就任 (現任) 2019年 3月 創維国際株式会社 取締役就任 (現任) 2019年 3月 創維国際株式会社 取締役就任 (現任) 2022年 8月 株式会社ユイット・ラボラトリーズ 専務取締役就任 (現任) (現在の地位・担当) 取締役副社長 マーケティング部担当 (重要な兼職の状況) Xiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc. 董事 AXXZIA (HongKong) International Limited 董事 株式会社ユイット・ラボラトリーズ 専務取締役	3,035,000株

候補者番 号	・	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	武 名 (1985年9月20日)	2009年 2月 株式会社フェリーク入社 2010年 8月 株式会社インゲーム 監査役就任 2011年 9月 オンラインゲームジャパン株式会社 監査役就任 2018年 4月 Xiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc. 董事就任 2018年 5月 AXXZIA (HongKong) International Limited 董事就任 (現任) 2018年 8月 当社取締役就任 2020年 2月 Xiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc. 董事長就任 (現任) 2021年 8月 当社常務取締役就任 (現任) (現在の地位・担当) 常務取締役 海外子会社担当 (重要な兼職の状況) Xiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc. 董事長 AXXZIA (HongKong) International Limited 董事	1,580,000株
4	張 張 (1983年4月28日)	2012年 6月 株式会社フェリーク入社 2018年 5月 当社入社 2019年 6月 当社取締役就任 2021年 8月 当社常務取締役就任(現任) 2022年 8月 株式会社ユイット・ラボラトリーズ常務取締役就任(現任) (現在の地位・担当)常務取締役 国内営業部・海外営業部担当 (重要な兼職の状況)株式会社ユイット・ラボラトリーズ常務取締役	_

候補者番 号	s y * * * * * * * * * * * * * * * * * *	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	ました まさいる 吉田 雅弘 (1958年4月18日)	1981年 4月 丸紅株式会社入社 1991年10月 同社イスタンブール支店 部長就任 1995年10月 丸紅ケミックス株式会社 大阪支社 出向 部長就任 2007年 2月 ジュリークジャパン株式会社出向 同社取締役就任 2009年 3月 同社代表取締役就任 2014年 6月 当社入社 2018年 8月 当社取締役就任(現任) 2022年 4月 株式会社ユイット・ラボラトリーズ 取締役就任(現任) (現在の地位・担当) 取締役 製造部長 (重要な兼職の状況)	_
6	高くい やすひと 福井 康人 (1965年10月29日)	株式会社ユイット・ラボラトリーズ 取締役 1988年 4月 株式会社大和銀行 (現株式会社りそな銀行)入社 1998年 7月 野村信託銀行株式会社入社 2015年10月 株式会社イオン銀行入社 2018年 9月 当社入社 2019年 6月 当社取締役就任(現任) 2022年 4月 株式会社ユイット・ラボラトリーズ 監査役就任(現任) (現在の地位・担当) 取締役 管理部担当	_
		(重要な兼職の状況) 株式会社ユイット・ラボラトリーズ 監査役	

候補者番 号	Š	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
7	売削 雄二郎 (1971年11月3日)	2000年 4月 北浜法律事務所入所 2009年 1月 同事務所パートナー就任 2016年 1月 同事務所代表社員就任(現任) 2019年 6月 当社社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 北浜法律事務所 代表社員	-
8	まけみね 朱峰 玲子 (1958年8月23日)	1990年10月 株式会社エマーズ入社 2000年 6月 株式会社シーボン入社 2005年 6月 同社執行役員 管理部部長システム担当 2007年 2月 同社営業本部部長 2008年 6月 同社取締役 営業推進部担当 2013年 6月 同社取締役兼執行役員 直販営業部担当 2016年 7月 株式会社エム・エイチ・グループ入社 2016年 9月 同社収締役副社長就任 2017年 9月 同社代表取締役兼執行役員社長就任 (現任) 2021年 10月 当社社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エム・エイチ・グループ 代表取締役兼執行役員社長	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 取締役副社長 王暁維 (通称名 天野暁維) 氏は代表取締役社長 段卓氏の配偶者であります。
 - 3. 荒川雄二郎氏及び朱峰玲子氏は、社外取締役候補者であります。当社は取締役候補者荒川雄二郎氏及 び朱峰玲子氏を株式会社東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員として同取引所に対し届け出て おり、2氏が取締役に就任した場合、引き続き独立役員とする予定です。
 - 4. 荒川雄二郎氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い知見を有し実務経験に基づいた助言・監督を行っております。中立的かつ客観的な立場から当社の経営の監視・監督を行うことにより、当社の企業

価値向上に寄与することが期待できると判断し、引き続き同氏を社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任時期は2019年6月であり、その就任期間は3年であります。なお、同氏は、過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社(外国会社含む)の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- 5. 朱峰玲子氏は、2017年9月より株式会社エム・エイチ・グループ代表取締役兼執行役員社長に就任し、企業経営者として培われた、幅広い経験と高い見識を有しております。企業経営に関する幅広い経験と高い見識に基づく有益なご意見や率直なご指摘により、当社における経営意思決定の健全性の確保と強化に十分な役割を果たすことを期待できると判断し、引き続き同氏を社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任時期は2021年10月であり、その就任期間は1年であります。
- 6. 当社は、荒川雄二郎氏及び朱峰玲子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、2氏の再任が承認された場合は、2氏との当該契約を継続する予定であります。
- 7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の28頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 事後交付型業績連動型株式報酬制度導入の件

当社の取締役の報酬額は、2015年10月23日開催の株主総会において、年額5億円以内とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役(社外取締役を除きます。)(以下「対象取締役」といいます。)を対象として、新たに事後交付型業績連動型株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット制度)(以下「本制度」といいます。)を導入することにつきご承認をお願いするものです。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、上記の報酬枠の範囲内にて、以下 に定める内容に従い、当社の取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は8名(うち社外取締役2名)ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名(うち社外取締役2名)となります。

本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間(以下「評価期間」といいます。なお、当初の評価期間は、2023年7月期から2024年7月期までの2事業年度とします。)中の業績の数値目標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成度等に応じて算定される数の当社普通株式を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度であります。したがって、本制度は業績の数値目標の達成度等に応じて当社普通株式を交付するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否か及び交付する株式数は確定しておりません。

2. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の算定方法

当社は、本制度において、①対象取締役の役位毎に設定した株式数に、②当社取締役会で決定した業績の数値目標の達成度、及び③役務提供期間比率を乗じて各対象取締役に交付する当社普通株式数を決定いたします。

当社は、かかる当社普通株式の数に応じて各対象取締役に金銭報酬債権を支給し、各対象取締役による当該金銭報酬債権の現物出資と引換えに、各対象取締役に当社普通株式を割り当てます。なお、割当てを受ける当社普通株式の払込金額は、当該割当ての決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲で当社取締役会が決定した額といたします。

以上の株式の数は、以下の算定式に従って算定いたします。

【算定式】

最終交付株式数 = 基準交付株式数(①) × 業績目標達成度(②) × 役務提供期間比率(③)

- ① 「基準交付株式数」は、対象取締役の役位に応じて当社取締役会において決定します。
- ② 「業績目標達成度」は、2022年7月期の営業利益額に対する2024年7月期の営業利益目標の成長率(2022年7月期比54.2%増)を達成度100%の基準として、2024年7月期の2022年7月期比営業利益成長率の達成度(79.5%~200%)を評価指標とします。ただし、計算の結果、達成度が79.5%未満の場合は0%とみなし、200%以上の場合は200%とみなします。

なお、評価期間中に、他の会社の株式譲受けによる当該他の会社の子会社化により、当社の事業が拡大した場合、「業績目標達成度」については、当該事業拡大の影響を捨象して2024年7月期の営業利益額を計算し、これに対する2022年7月期比営業利益成長率の達成度を評価指標とします。

- ③ 「役務提供期間比率」は、在任月数を評価期間の月数で除した比率とします。
- (2) 本制度における報酬等の上限

評価期間終了後、当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は合計100,000株以内とします。また、支給する金銭の額(金銭報酬債権の額を含みます。)は合計500,000,000円以内といたします。

(3) 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。

(4) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は 株式の分割(株式無償割当てを含みます。以下同じ。)によって増減する場合は、併合・分割の 比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告(本書28項)に記載のとおりでありますが、本議案をご承認いただくことを条件に、2022年9月14日開催の取締役会において、その内容を変更することを決議しており、変更後の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、株主総会参考書類(本書16項)に記載のとおりであります。本議案の内容は、当該変更後の同方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容であると判断しております。

当社は、本議案が承認されることを条件として、当社の従業員(一部の管理職)に対しても、上記と同様の制度を適用する予定です。

以上

(ご参考) 当社の新たな役員報酬制度の概要

当社は、2022年9月14日開催の取締役会において、本総会第3号議案「事後交付型業績連動型株式報酬制度導入の件」に関して、株主の皆様にご承認をお願いすることを決議いたしました。

本総会第3号議案「事後交付型業績連動型株式報酬制度導入の件」をご承認いただいた場合に おける新たな取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、以下のとおりで す。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および中長期での目標達成への動機づけを目的とした長期インセンティブ型の非金銭報酬等(業績連動型株式報酬)により構成しております。監督機能を担う社外取締役および監査役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

3. 非金銭報酬等(業績連動報酬等を含む。)の内容および数の算定方法の決定に関する方針 当社の取締役の非金銭報酬等(業績連動報酬等を含む。)は、事後交付型の業績連動型 株式報酬としております。当社は、別途定める年度の実績を計算の起点とし、支給対象年 度を含む複数事業年度を評価対象期間として予め複数の評価指標を定めたうえで、評価対 象期間終了後に各評価指標の達成率に応じて支給率を算出し、この支給率に応じて株式数 を増減させたうえで、各支給対象者に当社普通株式を交付することとしております。

評価指標は営業利益成長率とし、目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定しております。

- 4. 金銭報酬の額および非金銭報酬等(業績連動報酬等を含む。)の割合の決定に関する方針報酬等の種類ごとの比率は、役位、職責、功績、当社株式の保有数、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえ、企業価値の持続的な向上への貢献意欲を高めるために適切な割合となるよう決定することとしております。
- 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬および株式報酬に係る金銭報酬債権の付与としております。また、委任した理由については、基本報酬につき当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当について評価を行うには代表取締役が適しており、株式報酬に係る金銭報酬債権の付与については当該株式報酬制度により適切に付与されると判断したためです。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容を尊重し決定をしなければならないこととしております。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年8月1日から) (2022年7月31日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、ワクチン接種拡大や行動制限の緩和により緩やかな回復はみられたものの、円安傾向は続き原材料価格の高騰やウクライナ情勢の緊迫した状況等から国際社会の混乱による経済の下振れ懸念を抱えており、依然として先行き不透明な状態となっております。

国内化粧品市場においては、円安や原材料の高騰による各種の値上げにより、消費マインドの回復も遅れており厳しい市場環境となりました。

海外化粧品市場においても、新型コロナウイルス感染症によるロックダウン(都市封鎖)の影響を受け中国においては先行き不透明な状況が続き、中国市場の景気が減速しましたが、Eコマース市場では緩やかな回復傾向が続いております。

このような市場環境のもと、当社グループでは、中国本土で広告投資を強化し、販売力の 強化を図るとともに、次世代の成長製品を創出すべく取り組みを進めてまいりました。

中国においては、中国ECチャンネルの拡大・深耕のため、中国子会社(Xiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc.)において、動画プラットフォームTikTokの中国本土版「抖音 (Douyin)」、Eコマースプラットフォーム「JD.com(京東)」に旗艦店を出店するとともに、越境ECでは動画プラットフォーム「Kuaishou(快手)」に旗艦店を出店しております。また、中国本土におけるSEO対策としてBaidu(百度)を活用しブランド力・認知度の強化にも努めるなど、広告投資や販売力の一層の強化を図るとともに、次世代の成長製品を創出すべく取り組みを進めてまいりました。特に中国市場を主なターゲットとして製品開発を行い、中・高価格帯の製品もEコマースで販売できるという中国の特性を活かし、更なるブランドカの向上を目指し、知名度を上げていく取り組みを進めております。

日本国内においては、2022年4月1日に化粧品・医薬部外品の製造工場を持つ株式会社 ユイット・ラボラトリーズの全株式を取得し連結子会社化しており、製品開発のスピードア ップや小ロットでの生産が可能となる地盤を整えており、翌連結会計年度以降のシナジー創 出に向け取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,215,618千円(前期比42.0%増)となり、過去最高を更新し、利益につきましても、増収効果により売上総利益は6,221,287千円と過去最高を更新いたしました。また、昨年と同様に、認知度・ブランド力向上に向け積極的に広

告等の先行投資を実施した結果、販売費及び一般管理費が増加し、営業利益は1,633,768千円(同18.1%増)、経常利益は1,746,872千円(同27.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,116,666千円(同28.6%増)となり、各利益につきましても過去最高となりました。

なお、当社グループは化粧品事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省 略しております。

<参考情報>

売上高	営業利益
8,215,618千円	1,633,768千円
(前期比42.0%増)	(前期比18.1%増)
経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
1,746,872千円	1,116,666千円
(前期比27.4%増)	(前期比28.6%増)

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、114,561千円となりました。その主なものは、 当社における社内システムの構築等によるものです。

③ 資金調達の状況

当社グループは、金融機関等から設備投資等への充当を目的として、長期の借入450,000千円、短期の借入79,877千円を実施いたしました。それにより借入額は、昨年度より419,833千円増加し、555,511千円となっております。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当する事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当する事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当する事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 当社は、株式会社ユイット・ラボラトリーズの全株式を取得したことにより、同社を 2022年4月1日から連結子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況

	X		分	第 8 期 (2019年7月期)	第 9 期 (2020年7月期)	第 10 期 (2021年7月期)	第 11 期 (当連結会計年度) (2022年7月期)
売	上 高 (千円		(千円)	3,448,507	4,290,404	5,787,495	8,215,618
経	常和	钊 益	(千円)	1,383,096	1,030,348	1,370,649	1,746,872
親会する	会社株主 る 当 期 絹	に帰属 純利益	(千円)	903,876	717,371	868,637	1,116,666
1株	当たり当期	期純利益	(円)	39.64	31.46	35.97	43.28
総	資	産	(千円)	2,420,272	2,891,762	8,267,521	10,053,522
純	資	産	(千円)	1,552,165	2,264,086	7,193,269	8,396,086
1 核	株当たり	純資産	(円)	68.08	99.30	278.81	325.43

- (注) 1. 前連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますが、第8期より金融商品取引法に基づいて作成 した連結財務諸表の数値を参考情報として掲載しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 - 3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
 - 4. 2019年4月1日付で普通株式1株につき30株の割合、2020年10月1日付で普通株式1株につき 1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

	X			Ź	ź	第 8 期 (2019年7月期)	第 9 期 (2020年7月期)	第 10 期 (2021年7月期)	第 11 期 (当事業年度) (2022年 7 月期)		
売		上		高 (千円)		高 (千		3,467,232	4,093,679	5,389,414	7,568,425
経	常		利	益	(千円)	1,412,489	862,716	1,118,916	1,528,679		
当	期	純	利	益	(千円)	924,568	576,112	671,829	946,943		
1 档	*当た	り当	期純和	利益	(円)	40.55	25.27	27.82	36.70		
総		資		産	(千円)	2,438,174	2,761,763	7,826,403	9,209,574		
純		資		産	(千円)	1,575,546	2,151,659	6,847,239	7,777,531		
1 🕇	朱当 /	たり	純貨	資産	(円)	69.10	94.37	265.40	301.45		

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
 - 3. 2019年4月1日付で普通株式1株につき30株の割合、2020年10月1日付で普通株式1株につき 1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Xiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc.	40万米ドル	100%	化粧品及び健康補助食品の販売
AXXZIA (Hong Kong) International Limited	40万米ドル	100%	化粧品及び健康補助食品の販売
株式会社ユイット・ラボラトリーズ	100百万円	100%	化粧品の製造販売

(注)AXXZIA (HongKong) International Limitedは休眠中であり、実質的な営業は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「女性の染色体XXを美の象徴と位置づけ、アジア(ASIA⇒AZIA)の美を日本から世界へ発信する総合ビューティーソリューションカンパニーを目指す」という信念のもと経営に取り組んでまいりました。当社グループは業界における位置づけを「ニッチャー」と認識しております。当社グループが強みを活かせるセグメントを発見し、そこに経営資源をつぎ込む「製品・市場特定化戦略」を基本戦略方針とし、局所的ナンバーワンとなることで競争優位を創出しております。

昨今、消費市場としてのアジアが注目される中、当社グループは、化粧人口の拡大と消費の高度化で高成長が期待される中国市場に事業機会を見出し、中国本土での販売力強化に努めてまいりました。

当社グループは、今後もこれらの財産を有効に活用し、「中国市場で唯一無二の強みを持つ化粧品会社」を目指すとともに、次なる事業機会を見出し、グローバルな事業展開を目指してまいります。

対処すべき課題として取り組む重点施策は下記のとおりです。

①ブランド認知度拡大

当社グループが事業領域とする化粧品業界ではブランドの知名度向上が重要な課題であると認識しております。ブランド差別化のため、当社では成分、容器・資材の全てを自社企画し、自社工場生産レベルでの高い品質管理基準を実践することで安心・安全なプレステージ化粧品を目指しております。ブランド力の維持のために、セキュリティ検証システムや社内担当者の目視による確認、トレーサビリティの強化を実施し、滞留在庫や横流し、偽ブランド品流通防止対策に注力しております。加えて、包装・出荷・在庫管理についても全て内製化することで供給過多とならないよう配慮しております。また、Tmall Global、RED及びTiktokでのプロモーションに中国で著名なインフルエンサーを起用することで波及効果の拡大を狙っており、ブランド知名度は一定程度高まってはいるものの、持続的な事業成長のためには、更なる知名度の向上が不可欠と考えております。

②顧客ニーズを踏まえた独自性のある製品開発とニッチ市場開拓

経営方針として、中国の消費者ニーズを踏まえた中国に特化した製品開発を進めております。 独自の中国での市場調査を基に、中国女性からのニーズが高いと想定される製品を企画、開発することで「オンリーワン製品」の開発を目指してまいります。今後も市場要求や顧客ニーズを的確に捉えたタイムリー目つ一層迅速な製品開発を推進してまいります。

また、当社は、「AGドリンク」を中心とした「エイジングケア」製品、ビューティーアイズエッセンスシートを中心とした「目元ケア」製品など、特定のテーマ性を持ったニッチ市場の開拓に注力しております。特定のニッチ市場で主力製品が生まれることで、認知度が高まり、その特定のテーマでのシリーズ展開により収益基盤の拡大を図る戦略をとっております。

③製品開発サイクルの短縮化

現状は、試作品製造、量産化ともに委託先にて製造しており、数ヶ月先の生産ラインを抑える必要があるため、スピードアップを図る上でのボトルネックになっておりました。この課題解決のため、2022年4月に化粧品・医薬部外品の製造工場を持つ株式会社ユイット・ラボラトリーズを取得し連結子会社化しております。少量多品種は自前で、量産品は委託先で製造することで製品開発サイクルの短縮に努めてまいるとともに、同社との事業シナジーの早期創出のため取り組んでまいります。

④国内直営店舗の開設

当社グループは、ブランドや企業としての世界観を発信でき、かつ、直接お客様と触れ合うことでお客様の声を吸い上げ、製品に反映させていくためには、直営店が不可欠であると考えております。現在の国内市場は新型コロナウイルス感染拡大の影響により厳しい環境となっておりますが、将来のインバウンドの戻りへの備えとして、また、販売のみならず当社の製品を実際にご体験いただくことで、当社のEコマースにつながる導線として活用してまいります。

⑤優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社グループは、今後の更なる事業拡大のために、優秀で今後のデジタルな環境変化に適応できる人材の確保や当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材の確保においては、当社の企業風土にあった国内・海外の人材の採用・登用に努め、あわせて従業員の入社年数等の段階にあわせた教育プログラムを体系的に実施することによって、各人のスキル向上を図ってまいります。組織体制につきましては、国内及び海外にて事業拡大に応じた内部体制の更なる強化を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容(2022年7月31日現在)

当社の主要事業は化粧品及び健康補助食品の製造・販売事業であります。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年7月31日現在)

	本	社	: 東京都新宿区
当社	大阪営業所		:大阪府大阪市中央区
	福岡営	業所	:福岡県福岡市博多区
Xiaozi Cosmetic	*	÷∔	
(Shanghai) Inc.	本	仕	· 中国工/伊印用来机区
AXXZIA (Hong Kong)	+	÷∔	:香港九龍
Interational Limited	本	仕	· 台/2/11度
株式会社ユイット・	本社・	工場	: 山梨県北杜市
ラボラトリーズ	東京	本 社	:東京都新宿区

(注) 2022年7月19日付で、本社を移転いたしました。また、分散していた本社第2オフィスや子会社(株式会社ユイット・ラボラトリーズ 東京本社)についても同地へ集約しております。

(7) 従業員の状況 (2022年7月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
167名	70名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループ への出向者を含む。)であります。
 - 2. 従業員数が前連結会計年度末と比べて70名増加しましたのは、主に2022年4月1日付で株式会社ユイット・ラボラトリーズを連結子会社化したためであります。
 - 3. 当社グループは、化粧品事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
91名	16名増	34.0歳	1.9年

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年7月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	137,500千円
株式会社三菱UFJ銀行	137,500千円
株式会社三井住友銀行	137,500千円
ファンズ・レンディング株式会社	79,877千円
沼津信用金庫	63,134千円

(注) 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年7月31日現在)

① 発行可能株式総数 91,200,000株

② 発行済株式の総数 25,800,000株

③ 株主数 11,988名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
段卓	3,035千株	11.76%
王 暁維	3,035	11.76
CREATIVE TECHNOLOGY INDUSTRIAL LIMITED	3,000	11.62
株式会社イーグルファイナンス	2,960	11.47
段世純	2,300	8.91
武君	1,580	6.12
創維国際株式会社	1,200	4.65
HSBC BANK PLC A/C M AND G (ACS)	864	3.35
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04	781	3.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	624	2.42

⁽注) 当社は、自己株式を所有しておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項 該当する事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2022年7月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	段 卓	Xiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc. 董事 AXXZIA(HongKong) International Limited 董事長 株式会社ユイット・ラボラトリーズ 代表取締役社長
取締役副社長	王 暁 維 (通称名 天野 暁維)	マーケティング部担当 Xiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc. 董事 AXXZIA(HongKong) International Limited 董事
常務取締役	武 君	海外子会社担当 Xiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc. 董事長 AXXZIA(HongKong) International Limited 董事
常務取締役	張 輝	国内営業部・海外営業部担当
取 締 役	吉田 雅弘	製造部長 株式会社ユイット・ラボラトリーズ 取締役
取 締 役	福井康人	管理部担当 株式会社ユイット・ラボラトリーズ 監査役
社 外 取 締 役	荒川 雄二郎	北浜法律事務所 代表社員
社 外 取 締 役	朱 峰 玲 子	株式会社エム・エイチ・グループ 代表取締役 兼執行役員社長
社 外 常 勤 監 査 役	宮島 正裕	_
社 外 監 査 役	清水健次	清水法律事務所 代表社員 株式会社長越 代表取締役 株式会社Gunosy 社外監査役 株式会社gumi 社外取締役(監査等委員)
社 外 監 査 役	奥 田 都 修	おくだ会計税務事務所 代表

- (注) 1. 取締役荒川雄二郎氏及び取締役朱峰玲子氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役宮島正裕氏、監査役清水健次氏及び監査役奥田都修氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役宮島正裕氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役清水健次氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役奥田都修氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 取締役荒川雄二郎氏、朱峰玲子氏、監査役宮島正裕氏、清水健次氏及び奥田都修氏の5氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役荒川雄二郎氏、社外取締役朱峰玲子氏及び社外監査役清水健次氏並びに 社外監査役奥田都修氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第 423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことのある、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償金や争訟費用等について填補することとされております。当該保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役、管理監督・指揮命令を行う従業員であります。保険料は全額当社が負担しており、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約には、職務の執行の適正性が損なわれないよう、法令違反の行為であること を認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由がありま す。また、支払保険金額については適切な水準の支払限度額を設定しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

1. 当該方針の決定の方法

当社は、2021年3月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

なお、取締役の報酬の決定に関する意思決定プロセスの透明性と客観性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、取締役会の任意の諮問機関として「報酬委員会」を2021年5月1日に設置しております。

2. 当該方針の内容の概要

(基本方針)

当社が企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および中長期での目標達成への動機づけを目的とした長期インセンティブ型報酬(業績連動型株式報酬)により構成しております。監督機能を担う社外取締役および監査役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

(基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

(業績連動型株式報酬の内容および数の算定方法の決定に関する方針)

長期インセンティブ型報酬は事後交付型の業績連動型株式報酬としております。導入年度実績を計算の起点とし、支給対象年度を含む3事業年度を評価対象期間として予め複数の評価指標を定めたうえで、評価対象期間終了後に各評価指標の達成率に応じて支給率を算出し、この支給率に応じて株式数を増減させたうえで、各支給対象者に当社普通株式を交付することとしております。

評価指標は連結売上高および連結営業利益の年平均成長率(CAGR)とし、目標となる 業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定しております。

(基本報酬の額および業績連動型株式報酬の割合の決定に関する方針)

業務の達成度を勘案し、報酬等の種類ごとの比率は、基本報酬60%に対し業績連動型株式報酬40%を目安とすることとしております。

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬および株式報酬としております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は当該答申の内容を尊重し決定をしなければならないこととしております。

3. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が報酬委員会で諮問の上、取締役会で決議された決定方針と整合していることを審議の上確認しています。よって、取締役会は、当該個人別の報酬等は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

口、株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬につきましては、2015年10月23日開催の株主総会の決議により定められた報酬総額の限度額(年間500百万円以内)の範囲内において、各取締役に求められる役割、職責、実績等を勘案し、取締役会にて各取締役の報酬額を決定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役は3名であります。

監査役の報酬につきましては、2018年6月15日開催の株主総会の決議により定められた報酬総額の限度額(年間50百万円以内)の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議にて決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査役は1名であります。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

			報酬等の種				
区	分	報 の	酬総	等 額		業績連動報酬等	対象となる 役員の員数
		V)	NVD	台只	基本報酬	業績連動型	1人員の員数
						株式報酬	
取 叙 (うち社)	締 役 外 取 締 役)	18	89,50 (6,75	00千円 50)	189,500千円 (6,750)	—千円 (一)	9名 (2)
	查 役 外 監 査 役)		16,49 16,49		16,499 (16,499)	_ (-)	3 (3)
合 (うち社	計 外 役 員))6,00 23,24		206,000 (23,249)	_ (-)	12 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 業績連動型株式報酬につきましては、当事業年度においては支給しておりませんので、上記業績連動型株式報酬の額に記載しておりません。

⑥ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役荒川雄二郎氏は、北浜法律事務所の代表社員であります。当社と兼職先との間には 特別の関係はありません。
 - ・取締役朱峰玲子氏は、株式会社エム・エイチ・グループの代表取締役兼執行役員社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役清水健次氏は、株式会社長越の代表取締役、株式会社Gunosyの社外監査役、株式会社gumiの社外取締役(監査等委員)、清水法律事務所の代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役奥田都修氏は、おくだ会計税務事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏	名		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	荒川塩	進 二	郎	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席(出席率100%)いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	朱峰	玲	子	2021年10月27日就任以降に開催された取締役会16回全てに出席(出席率100%)いたしました。出席した取締役会において、企業経営者として培われた幅広い経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	宮島	正	裕	当事業年度に開催された取締役会20回全でに出席(出席率100%)いたしました。また、監査役会15回全でに出席(出席率100%)いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会計事務所等で長年培われた専門的な知識や経験を活かして、助言・提言を適宜行っております。
監査役	清水	健	次	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席(出席率100%)いたしました。また、監査役会15回全てに出席(出席率100%)いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、かつ、他の上場企業においても社外監査役並びに社外取締役(監査等委員)を務めている経験から、専門的な見地での助言・提言を適宜行っております。
監査役	奥田	都	修	当事業年度に開催された取締役会20回全でに出席(出席率100%)いたしました。また、監査役会15回全でに出席(出席率100%)いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門知識を活かして助言・提言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称:PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	監査証明業務に基づく			非監査業務に基づく		
	報	酬	等	報	酬	等
当社		38	,710千円			-千円
連結子会社			-千円			-千円
合計		38	710千円			-千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度 に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - 3. 当社の重要な子会社のうち、Xiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc. については、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は当事業年度における会計監査人の選任の適否に関する検討を行い、より適切な 監査体制の整備が必要であると判断した場合等には、会計監査人の解任又は不再任に関する 議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求いたします。また、監査役会 は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合には、会計 監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が 会計監査人解任の旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、当事業年度において責任限定契約は締結しておりません。 なお、当社定款にて「当会社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。」と定めております。

連結貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科	Ħ	金額
(資産の部)		(負 債	の 部)	
流 動 資 産	8,795,997	流動	負 債	1,243,425
現 金 及 び 預 金	6,389,690	買	掛金	128,141
売 掛 金	507,972	短 期	借 入 金	79,877
製品	1,157,528	1年内返済予	定の長期借入金	155,544
仕 掛 品	10,745	未 払 法	人税等	376,743
原材料及び貯蔵品	418,177	賞 与	引 当 金	21,410
そ の 他	313,504	そ	の他	481,708
貸 倒 引 当 金	△1,621	固定	負 債	414,010
		長期	借入金	320,090
固定資産	1,257,525	繰 延 税	金負債	20,812
有 形 固 定 資 産	771,667	そ	の 他	73,108
建物及び構築物	163,797	負 債	合 計	1,657,436
土 地	393,578	(純 資)	産の部)	
そ の 他	214,291	株主	資 本	8,264,519
無形固定資産	209,148	資	本 金	2,109,875
のれん	66,719	資本	剰 余 金	2,011,875
そ の 他	142,428	利益	剰 余 金	4,142,769
投資その他の資産	276,709	その他の包括和	利益累計額	131,566
繰 延 税 金 資 産	116,187	為替換算	算調整勘定	131,566
そ の 他	160,521	純資	産 合 計	8,396,086
資 産 合 計	10,053,522	負債・純	資 産 合 計	10,053,522

⁽注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年8月1日から) 2022年7月31日まで)

(単位:千円)

	科	4			B	金	額
売		1	_	高			8,215,618
売		上	原	価			1,994,330
	売	上	総	利	益		6,221,287
販	売	費 及 び	一般管	理 費			4,587,519
	営	業	ŧ	利	益		1,633,768
営		業を	ト 収	益			
	受	取利	息及	び配	当 金	1,130	
	為	첱	ŧ i	差	益	113,956	
	そ		\mathcal{O}		他	2,475	117,561
営		業を	費	用			
	支	払	4	利	息	4,440	
	そ		\mathcal{O}		他	16	4,457
	経	常	Ś	利	益		1,746,872
	税	金 等 調	整前当	新 期 純	月 益		1,746,872
	法	人税、	住 民 税	及び事	事業 税	666,026	
	法	人	等	調	整 額	△35,819	630,206
	当	期	純	利	益		1,116,666
	親:	会社株主	に帰属す	る当期	純利益		1,116,666

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表 (2022年7月31日現在)

(単位:千円)

科	B	金額	科			目	金額
(資産の	部)		(負	債	の	部)	
流 動 資	産	7,642,054	流	動	負	債	1,089,553
現金及び	預 金	5,820,317	買		掛	金	102,524
売 掛	金	384,150	短	期	借 入	金	79,877
製		796,222	1年	内返済予	定の長期(昔入金	155,544
原 材 料 及 び 貯	蔵品	359,430	IJ	_	ス 債	務	3,676
前渡	金	70,837	未		払	金	240,276
前 払 費	用	155,345	未	払	費	用	19,447
そ の	他	57,372	未	払 法	人 稅	等	365,199
貸 倒 引 当	金	△1,621	前		受	金	75,583
			預		1)	金	34,061
			賞	与	引 当	金	13,361
固 定 資	産	1,567,520	固	定	負	債	342,489
有 形 固 定 資	産	316,130	長	期	借 入	金	320,090
建	物	35,965	IJ	_	ス 債	務	11,569
工具、器具及び	備品	24,888	そ		\mathcal{O}	他	10,830
土	地	242,578	負	債	合	計	1,432,043
リ ー ス 資	産	12,697	(純	資	産の	部)	
無形固定	資 産	115,855	株	主	資	本	7,777,531
その	他	115,855	資		本	金	2,109,875
投資その他の	資 産	1,135,534	資	本	剰 余	金	2,011,875
関 係 会 社 に	株 式	955,718	資	本	準 備	金	2,011,875
繰 延 税 金	資 産	59,729	利	益	剰 余	金	3,655,781
そ の	他	120,086	そ	の他を	利 益 剰	余 金	3,655,781
			綺	醒 越 利	益剰	余 金	3,655,781
			i	純資	産 合	計	7,777,531
資 産 合	計	9,209,574	負(責 • 純	道 資 産	合 計	9,209,574

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年8月1日から) 2022年7月31日まで)

(単位:千円)

	禾	¥	E	3	金	額
売		上	高			7,568,425
売		上	原 価			2,013,306
	売	上	総利	益		5,555,119
販	売	費及び一	般 管 理 費			4,144,898
	営	業	利	益		1,410,220
営		業外	収 益			
	受	取 利 息	及 び 配 当	金	101	
	為	替	差	益	119,971	
	そ		σ	他	893	120,965
営		業外	費用			
	支	払	利	息	2,506	2,506
	経	常	利	益		1,528,679
特		別	損 失			
	関	係 会 社	株 式 評 価	損	1,901	1,901
	税	引 前 当	乡 期 純 利	益		1,526,778
	法	人税、住」	民 税 及 び 事	業税	577,582	
	法	人 税	等 調 整	額	2,252	579,834
	当	期	純 利	益		946,943

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年9月14日

株式会社アクシージア 取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 小沢 直靖業務執行社員 公認会計士 小沢 直靖

指定社員 公認会計士 及川 貴裕

・監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アクシージアの2021年8月1日から2022年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクシージア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

・監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

・その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

・連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継 続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

・連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計 算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個 別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重 要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 精りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要 な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に 関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている が、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、 並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

・利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年9月14日

株式会社アクシージア 取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 及川 貴裕

・監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクシージアの2021年8月1日から2022年7月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

・その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

・計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

・計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する 計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求 められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事 象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並び に計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎涌及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131号各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人PWCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月14日

株式会社アクシージア 監査役会

常勤監査役 宮島 正裕 印

監査役 清水 健次 印

監査役 (社外監査役) 奥田 都修 印

以上

Х	モ	

·-----

 $A \times Z I A$

明るく輝く未来をここから、
攻めと守りの新習慣。



株主総会会場ご案内図



東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 京王プラザホテル 南館4階 「錦」

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、ホテル館内の誘導人員を減らしています。 株主の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、館内の案内板等をご確認いただき、 会場までお越しくださいますようお願い申し上げます。



京王プラザホテル 南館 4 階 「錦」

●新宿駅西口より徒歩

約5分(JR・京王線・小田急線・地下鉄)

新宿駅西口を出て、都庁方面への地下道を5分ほど進み、地下道から出てすぐの左側の建物が京王プラザホテルです。

●都営大江戸線都庁前駅より徒歩 地下道B1出口よりすぐ

改札を出てJR新宿駅方面に進み、B1出□階段を 上がってすぐ右側です。

